

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

訓令

告示

告示（選）

- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…一
- 東京都都税事務所処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…二
- 東京都都税総合センター処務規程の一部改正……………（同）…二
- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…三
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………（同）…九
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…一〇
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）…二
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 都道（首都高速道路）の供用開始……………（同）…四
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…五

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十三号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表総務部の部総務課の項第四号中「都税」の下に「等（都税及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号。以下「特別法人事業税法」という。）に規定する特別法人事業税（以下「特別法人事業税」という。）をいう。以下同じ。）を加え、同表税制部の部歳入課の項第二号中「都税」の下に「等」を加え、同表課税部の部計画課の項第一号中「事業税」の下に「等（個人の事業税、法人の事業税及び特別法人事業税をいう。）」を加え、「自動車取得税」を削り、同項第二号中「及び自動車取得税」を削り、同部法人課税指導課の項第一号中「事業税」の下に「等（法人の事業税及び特別法人事業税をいう。）」を加え、同部監察課の項第一号中「都税」の下に「等」を加え、同部徴収指導課の項第一号中「（都税に係る徴収金を含む。）」を「等」に改め、同項第三号中「都税」の下に「等」を加え、同部納税推進課

- 不在者投票管理者を置く施設の指定（二件）……………（同）…六
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………（同）…六
- 港区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……………（同）…六
- 東大和市議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………（同）…一〇
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………（東京都収用委員会）…一四
- 全国自治宝くじの発売（三件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…一六

の項第一号及び機動整理課の項第一号中「都税」の下に「等」を加える。
附則第三項を削る。

別表四 二の項所掌事務の欄中「都税」の下に「等」を加え、同表三の項所掌事務の欄中「及び自動車取得税」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「充当」の下に「若しくは特別法人事業税法第十四条に規定する委託納付」を加える。

附則
この規則は、令和元年十月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第十号

総務局
財務局
主税局
都税事務所

東京都税事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

第一条中「都税（都税に係る徴収金を含む。以下同じ。）を「都税等（都税及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号。以下「特別法人事業税法」という。）に規定する特別法人事業税（以下「特別法人事業税」という。）をいい、都税及び特別法人事業税に係る徴収金を含む。以下同じ。）」に改める。

第三条第一項の表総務課の項第一号中「都税」の下に「等」を加え、同表事業税課の項第一号中「事業税」の下に「等（個人の事業税、法人の事業税及び特別法人事業税をいう。以下同じ。）」を加え、「、自動車取得税」を削り、同表法人事業税課の項第一号中「事業税」の下に「等（法人の事業税及び特別法人事業税をいう。）」を加え、同表徴収課の項第一号及び第二号中「都税」の下に「等」を加え、同項第三号中「都税

に」を「都税等に」に改め、「充当」の下に「等（充当又は特別法人事業税法第十四条に規定する委託納付をいう。以下同じ。）」を加え、同項第四号中「都税」の下に「等」を加え、同表都税支所の項第八号中「事業税」の下に「等」を加え、「、自動車取得税」を削り、同項第九号及び第十号中「都税」の下に「等」を加え、同条第二項の表総務課の項第一号、同条第三項の表総務課の項第一号及び同条第四項の表総務課の項第一号中「都税」の下に「等」を加え、同条第五項の表事業税課の項第一号中「、自動車取得税」を削り、同条第七項の表徴収課の項第一号及び第二号中「都税」の下に「等」を加え、同項第三号中「都税に」を「都税等に」に改め、「充当」の下に「等」を加え、同項第四号中「都税」の下に「等」を加え、同項第七号中「事業税」の下に「等」を加え、「、自動車取得税」を削り、同条第八項の表徴収課の項第一号及び第二号中「都税」の下に「等」を加え、同項第四号中「都税」の下に「等」を加え、同項第七号中「事業税」の下に「等」を加え、「、自動車取得税」を削る。

附則
この訓令は、令和元年十月一日から施行する。

●東京都訓令第十一号

総務局
財務局
主税局
都税総合事務センター

東京都税総合事務センター処務規程（平成十九年東京都訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

第一条中「及び自動車取得税（以下「自動車二税」という。）を削り、「充当に関する事務」を「充当又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三

十一年法律第四号)第十四条に規定する委託納付(以下「充当等」という。)に関する事務」に改める。

第三条の表総務課の項第一号、第二号、第七号及び第八号中「自動車二税」を「自動車税」に改め、同項第九号中「自動車二税」を「自動車税」に、「充当」を「充当等」に改め、同表自動車税課の項第一号中「自動車二税」を「自動車税」に改め、同項第二号中「自動車税」を「自動車税の種別制」に改め、同項第三号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同表還付管理課の項第一号中「充当」を「充当等」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 東京都都税条例附則第三条の二に規定する、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第二十九条の十の規定により、当分の間、知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務については、センターがつかさどるものとする。

附則

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。

告示

●東京都告示第五百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 荒川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業荒川第二・二・六号尾久公園
- 三 事業施行期間 令和元年九月二十七日から令和二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分

荒川区東尾久六丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第五百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和元年九月五日	昭島市緑町二丁目三千百九十五番一の一部、同番一先及び同番九の一部	延長 一三・七五 幅員 四・〇〇
----------------------	----------	----------------------------------	------------------

●東京都告示第五百十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

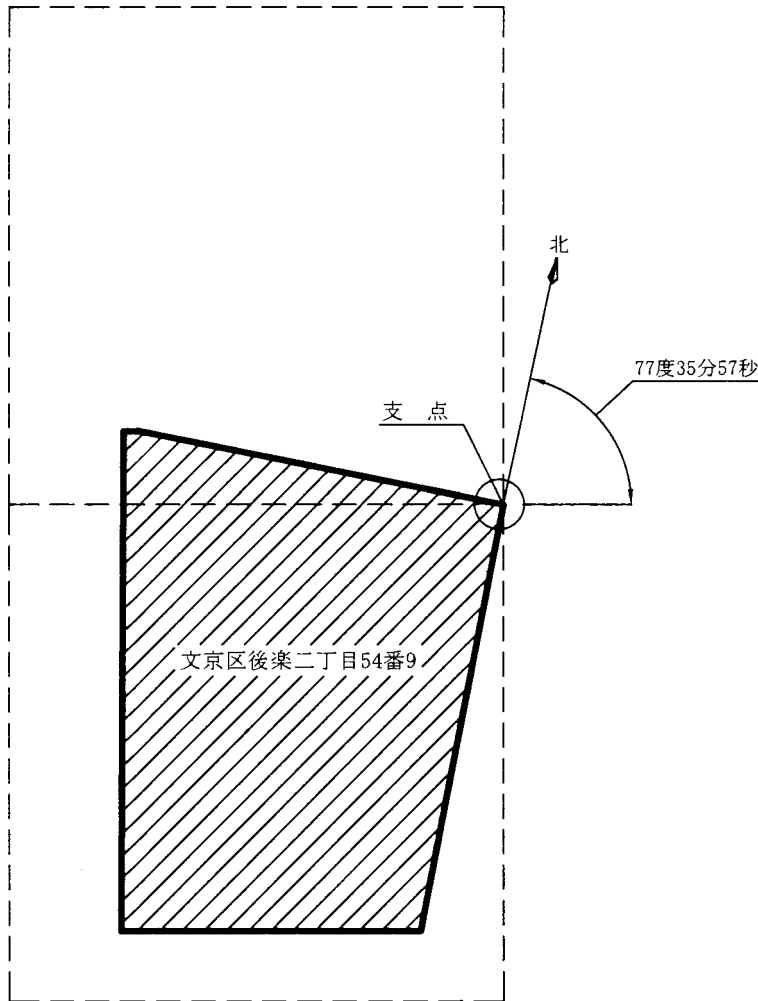
令和元年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区後楽二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」とい

う。(第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物)
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、文京区後楽二丁目54番9の最北端とする。

【格子の回転角度(77度35分57秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

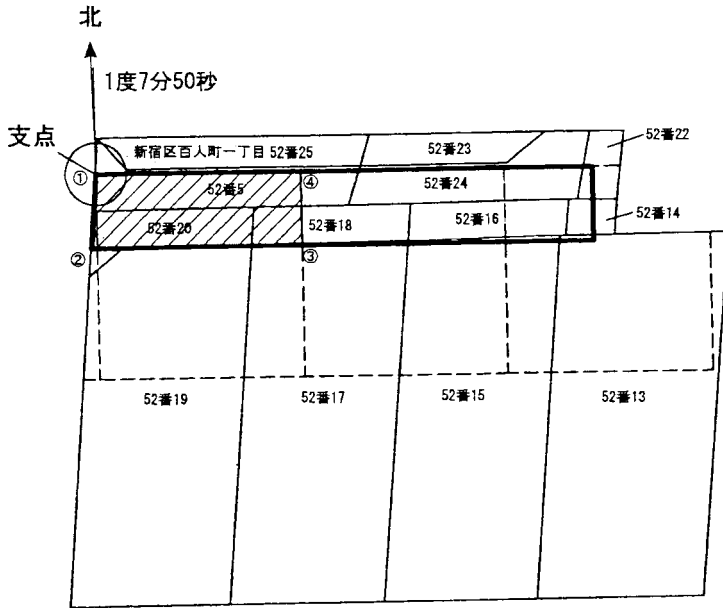
令和元年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区百人町一丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



【凡例】

- 筆境界
- - - 単位区画
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、新宿区百人町一丁目52番25の最北端から南に1.7m、西に0.2mの地点とする。

点 名	X 座 標	Y 座 標
①	0.000	0.000
②	-352.438	-3593.773
③	9927.040	-3795.609
④	9998.053	-197.314

支点及び境界点の座標は、任意座標によって作成した。

【格子の回転角度（1度7分50秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百十八号

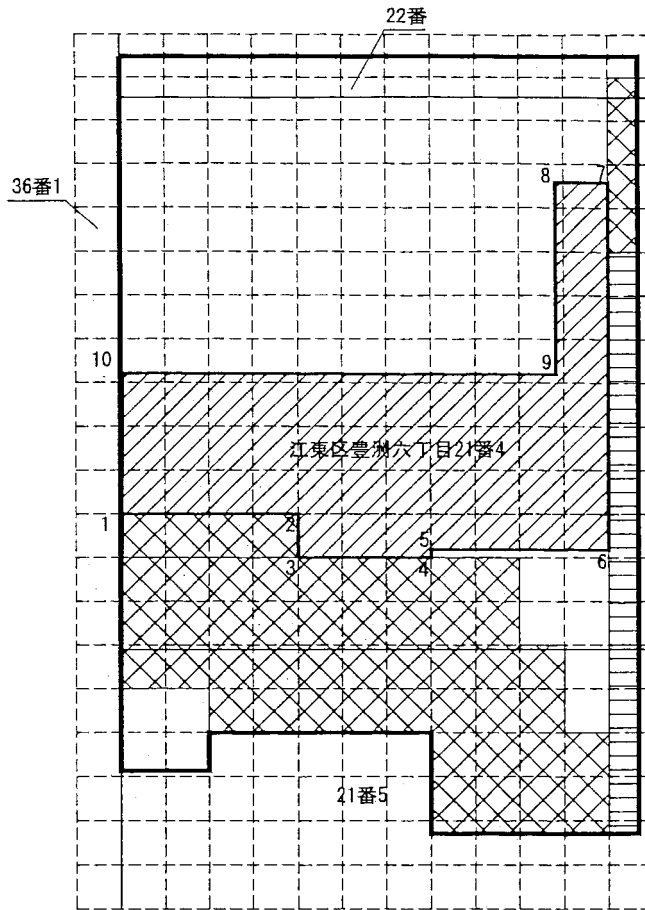
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及び
 その化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及
 びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
 並びにベンゼン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム
 化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びそ
 の化合物並びに砒素及びその化合物

別図



No.	X座標(m)	Y座標(m)
1	-40132.885	-4771.563
2	-40107.669	-4741.004
3	-40115.383	-4734.639
4	-40096.272	-4711.478
5	-40094.776	-4712.713
6	-40069.355	-4681.830
7	-40004.523	-4735.341
8	-40012.258	-4744.678
9	-40046.048	-4716.589
10	-40108.131	-4792.015

【凡例】

- 単位区画
- 築地界
- 調査対象地
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1605号で指定した区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1062号で指定した区域)

※上記座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定によ
 り、日本測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第五百十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

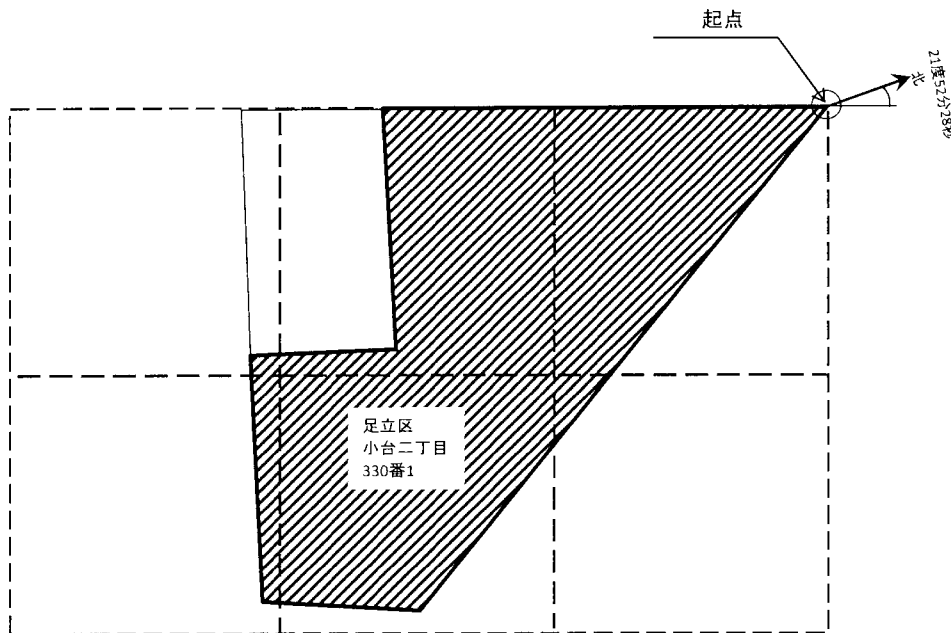
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区小台二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

【起点】
起点は、足立区小台二丁目330番1の最北端とした。



【凡例】

- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- - - 単位区画
- 調査対象地

【格子の回転角度(21度52分28秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

東京都告示第五百二十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

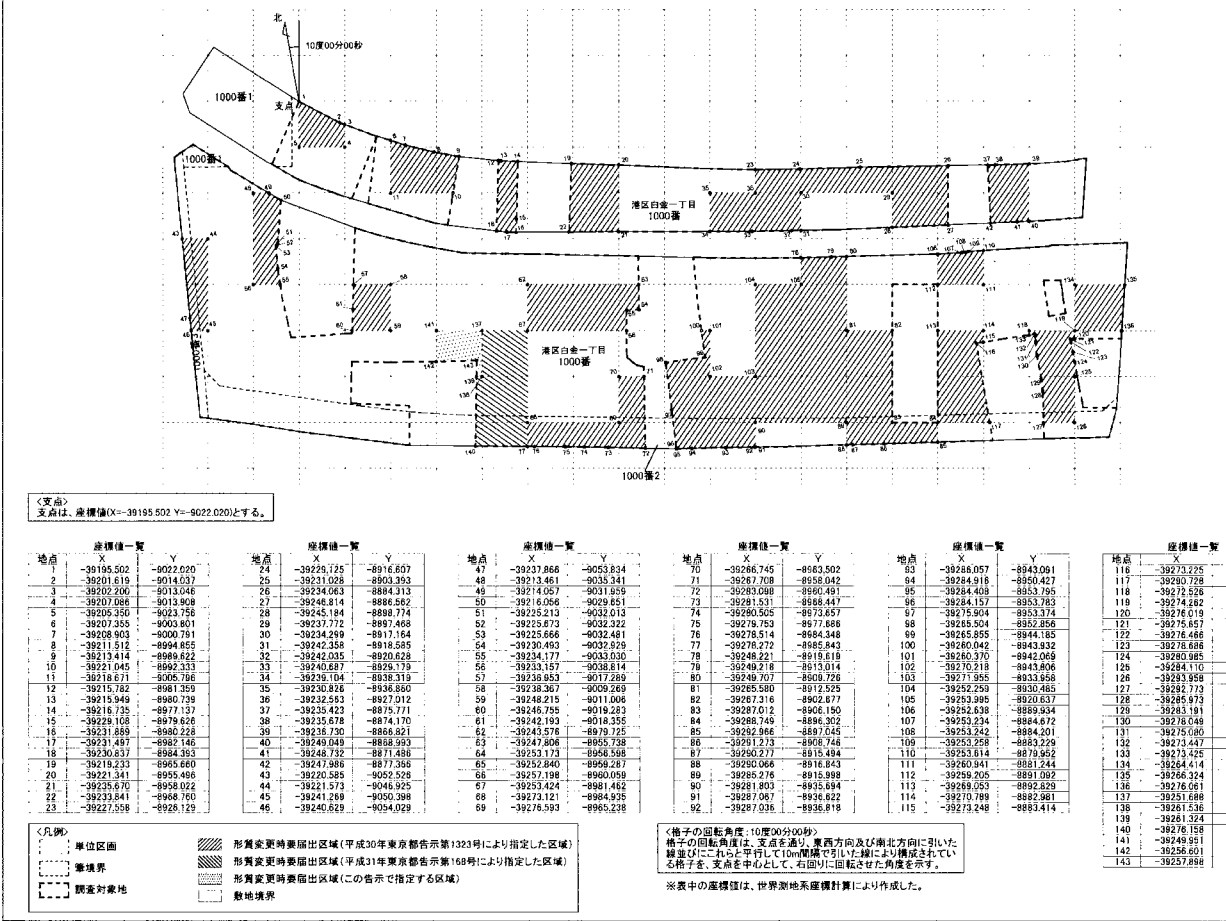
令和元年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区白金一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



〈変点〉
変点は、座標値(X=39185.502 Y=9022.020)とする。

Table with 3 columns: 座標値一覧 (Coordinate List), 地点 (Point), and 座標値 (Coordinates). It lists points 1 through 23 with their corresponding X and Y coordinates.

Table with 3 columns: 座標値一覧 (Coordinate List), 地点 (Point), and 座標値 (Coordinates). It lists points 24 through 46 with their corresponding X and Y coordinates.

Table with 3 columns: 座標値一覧 (Coordinate List), 地点 (Point), and 座標値 (Coordinates). It lists points 47 through 69 with their corresponding X and Y coordinates.

Table with 3 columns: 座標値一覧 (Coordinate List), 地点 (Point), and 座標値 (Coordinates). It lists points 70 through 92 with their corresponding X and Y coordinates.

Table with 3 columns: 座標値一覧 (Coordinate List), 地点 (Point), and 座標値 (Coordinates). It lists points 93 through 115 with their corresponding X and Y coordinates.

Table with 3 columns: 座標値一覧 (Coordinate List), 地点 (Point), and 座標値 (Coordinates). It lists points 116 through 143 with their corresponding X and Y coordinates.

〈凡例〉
● 届出区域
■ 境界
□ 調査対象地

形質変更時要届出区域(平成30年東京都告示第1323号により指定した区域)
形質変更時要届出区域(平成31年東京都告示第169号により指定した区域)
形質変更時要届出区域(この告示で指定する区域)
敷地境界

〈格子の回転角度: 10度00分00秒〉
格子の回転角度は、変点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10度傾斜で引いた線により構成されている格子を、変点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※表中の座標値は、世界測地系座標計算により作成した。

●東京都告示第五百二十一号

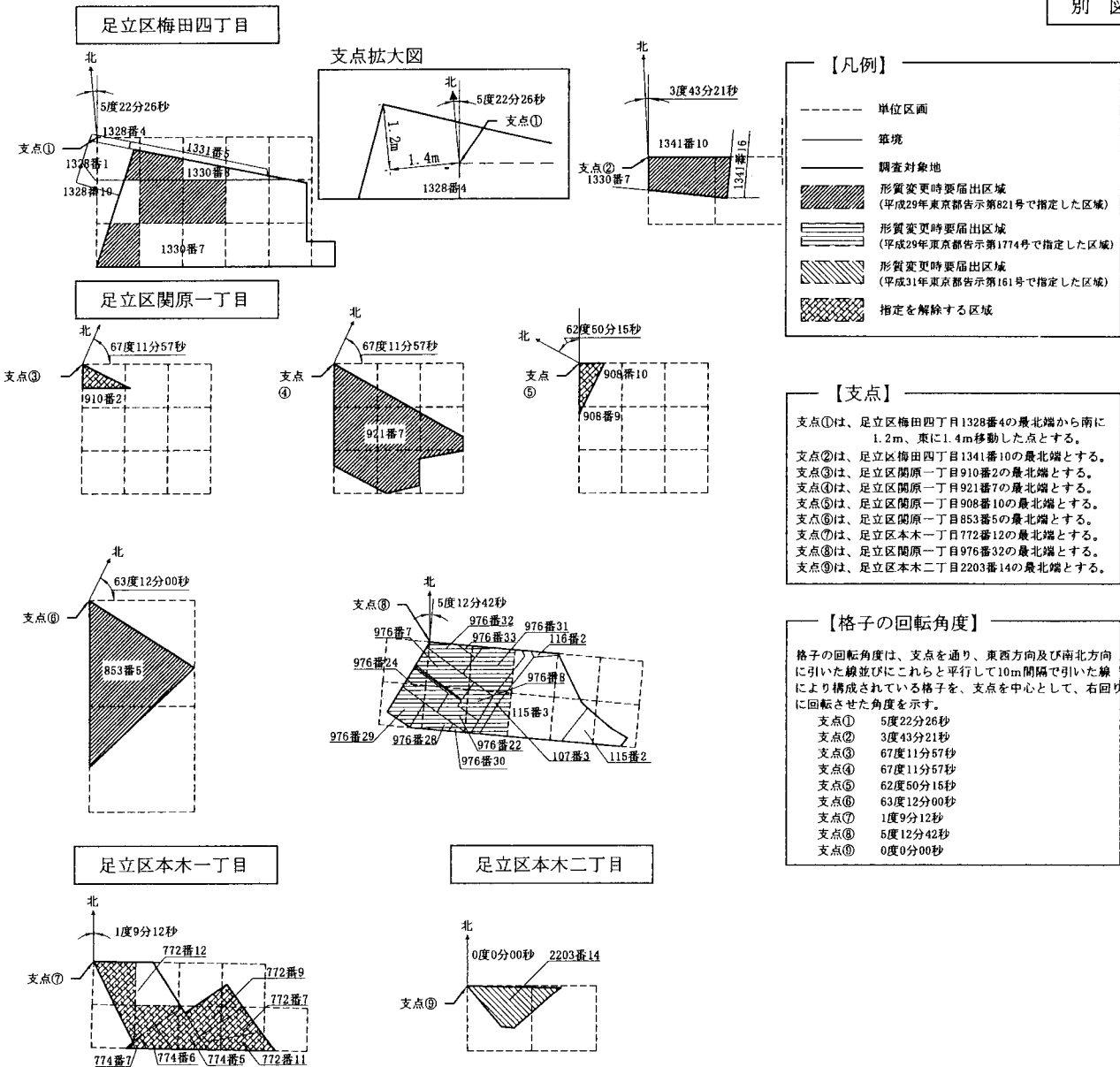
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百二十一号により指定した区域の一部及び平成二十九年東京都告示第六百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区関原一丁目及び同区本木一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



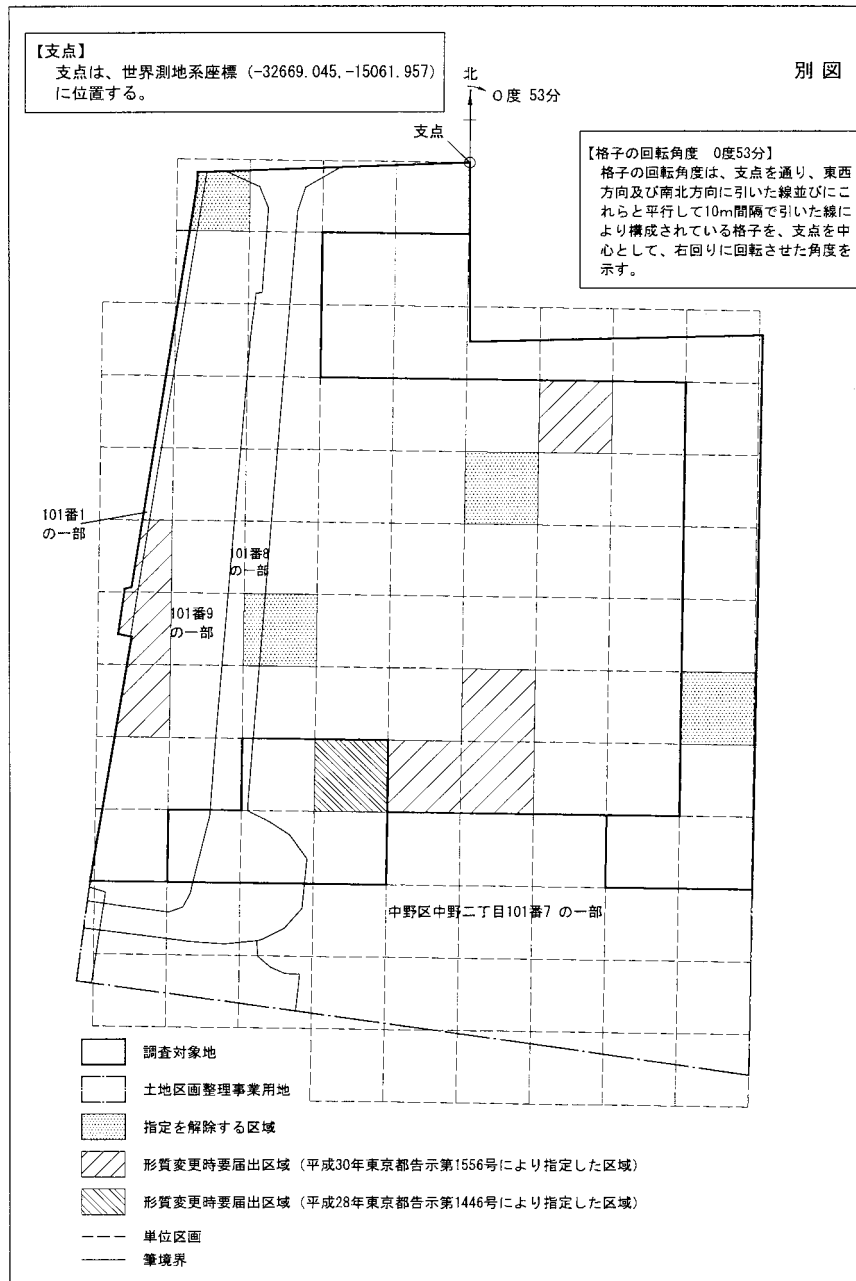
●東京都告示第五百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千四百
十六号及び平成三十年東京都告示第千五百五十六号によ
り指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三
項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
の通り告示する。

令和元年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(中野区中野二丁目内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第五百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第三十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月二十七日

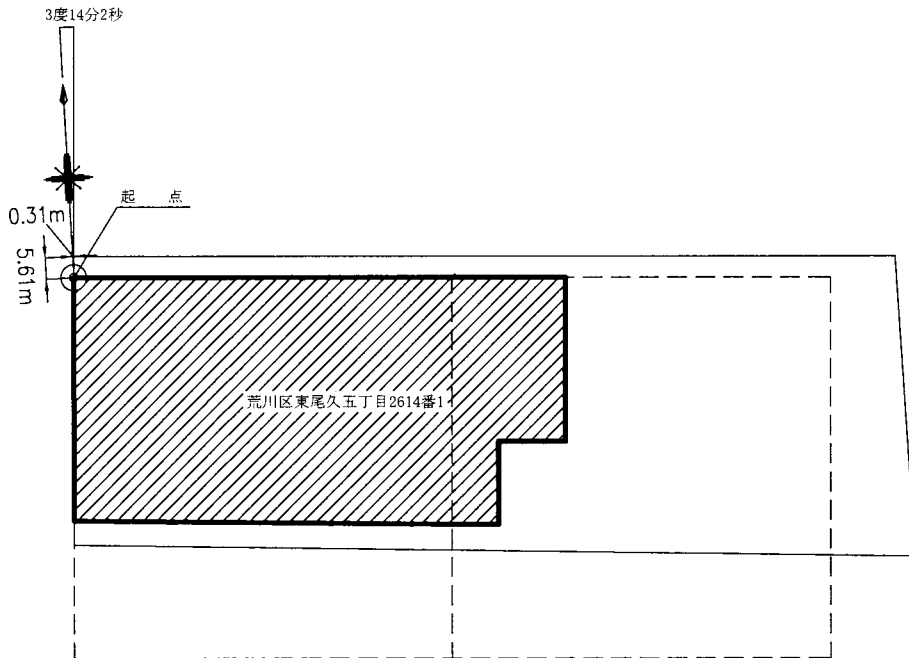
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区東尾久五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 敷地境界
 - : 筆境界
 - ▨ : 指定を解除する範囲

【起点】

起点は、荒川区東尾久五丁目2614番1の最北端から西へ0.31m、さらに南へ5.61mの地点とする。

【格子の回転角度(3度14分2秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百二十四号

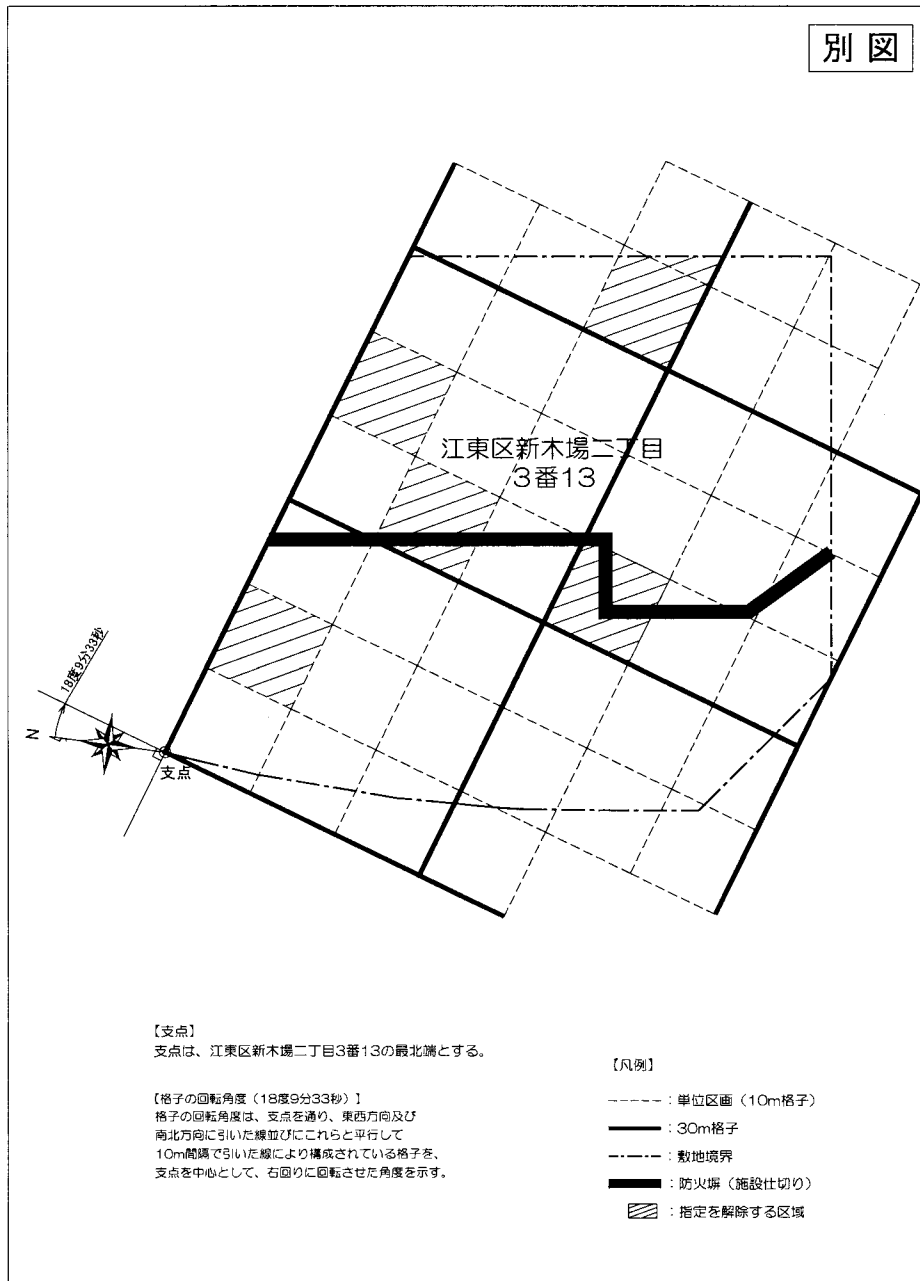
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第六百五十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区新木場二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



別図

都道淵上日野線区域変更略図

あきる野市下代継地内

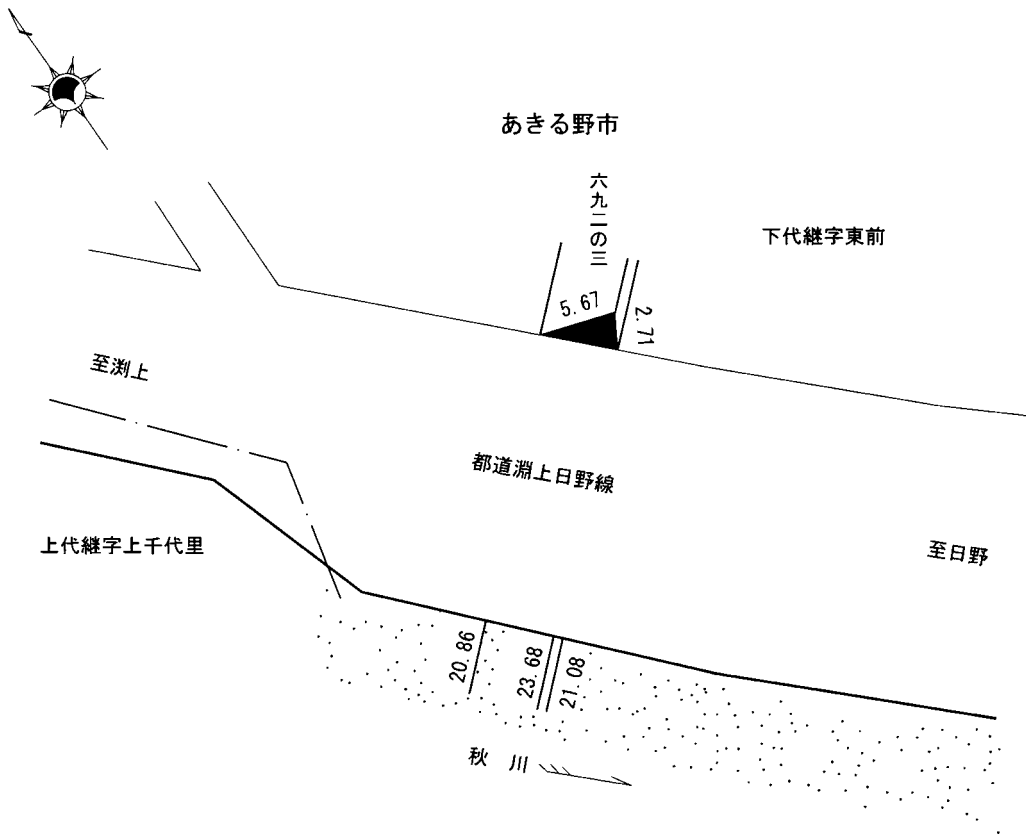
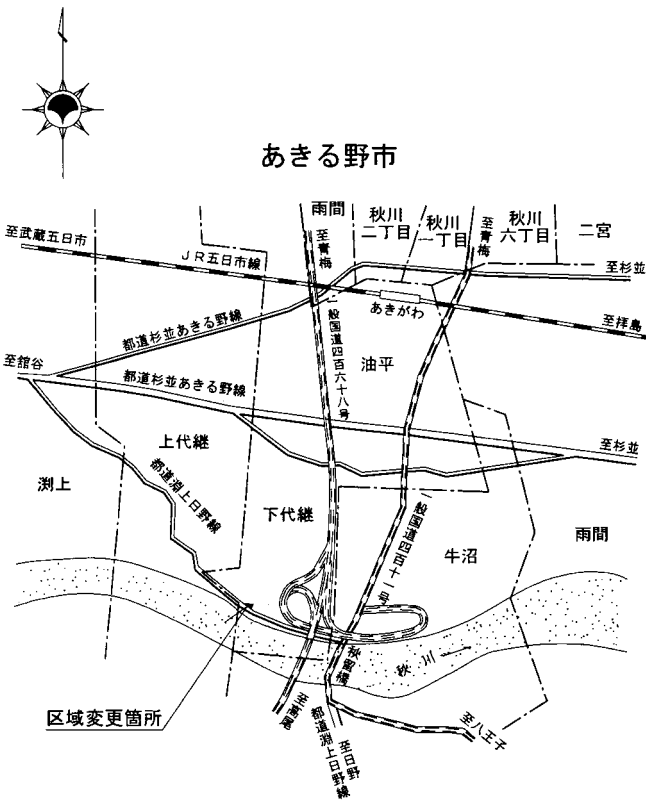


延長 五・七一メートル
面積 七・四九平方メートル

●東京都告示第五百二十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和元年九月二十七日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 淵上日野
- 二 変更の区間 あきる野市下代継字東前六百九十二番三
地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

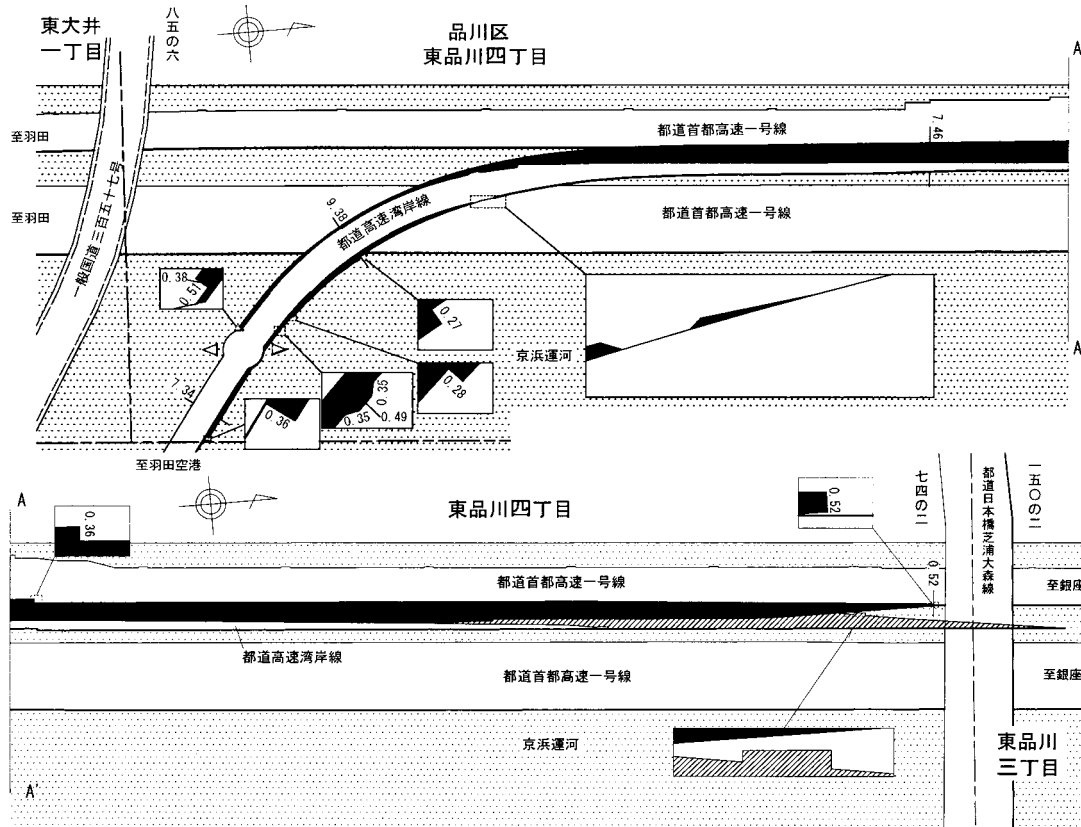
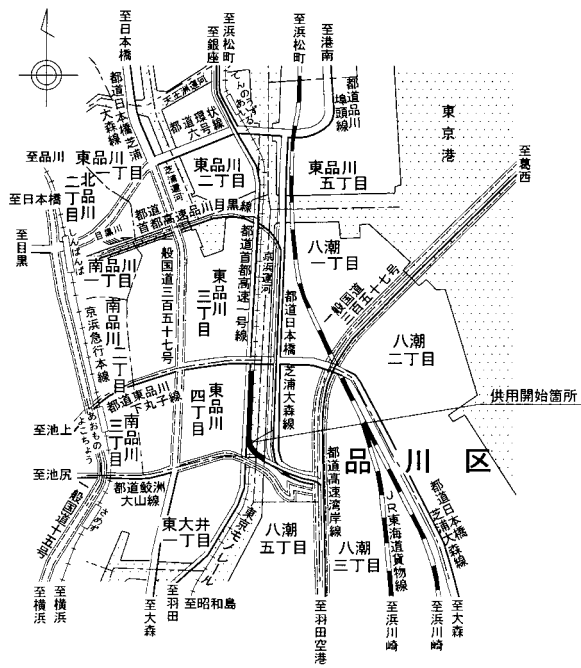


●東京都告示第五百二十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項
 の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始す
 る。

別 図

都道高速湾岸線供用開始略図
 品川区東品川四丁目地内

一般国道
 都 道
 供用開始区域
 延長 四七四・二〇メートル
 面積 一、七四〇・〇九平方メートル
 供用除外区域



その関係図面は、令和元年九月二十七日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東
 京西局において一般の縦覧に供する。
 令和元年九月二十七日
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 高速湾岸
- 二 供用開始の区間 品川区東品川四丁目八十五番六地先から同所七十四番二地先まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 令和元年九月二十九日